

無料法律相談のご案内

企業経営上で何か法律的な問題をお持ちではありませんか？
企業経営上のあらゆる法律問題について弁護士が直接、相談に応じます。
相談は弁護士と相談者の二人だけの相談となります。
法律に関する疑問・質問などのある方は、お気軽にご利用下さい。

1. 日 時 令和5年4月1日～令和6年3月31日
2. 相談先 弁護士法人日野総合法律事務所（4月～9月）
弁護士法人松本・永野法律事務所（10月～3月）
3. 相談料金 無料（会員）（非会員は6,000円）
4. 相談時間 30分以内
（30分を超える場合は有料となります。）
5. 定 員 各月4名迄（年間48件まで）
同一人（事業所）による申込みは年度内3回を限度



<お申込の手順>

1. 相談カードの取得
お申込者が、朝倉商工会議所より「法律相談紹介カード」を取得して戴く。
2. 相談日の予約
お申込者の方が、直接法律事務所に予約して戴く。
（相談内容を記入しておくのと相談が捗ります。）
3. 予約場所
（1）令和5年4月1日～令和6年9月30日迄
弁護士法人日野総合法律事務所（朝倉商工会議所3階）
☎：21-2624
（2）令和5年10月1日～令和6年3月31日迄
弁護士法人松本・永野法律事務所（朝倉商工会議所3階）
☎：23-9090
※相談者が希望する場合はこの限りではない。
4. 相談
予約日時に「法律相談紹介カード」を持参し、ご予約の法律事務所で相談。